

# 水道料金の減免に関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、大津菊陽水道企業団給水条例(平成10年条例第2号)第36条及び大津菊陽水道企業団給水条例施行規則(平成10年規則第2号)第27条の規定に基づき、水道使用者等の給水装置において生じた漏水及び災害等の被災に係る水道料金の減免措置について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 差引水量 今回検針指針から前回検針指針を差し引いた水量をいう。
- (2) 推定使用水量 漏水により使用水量が不明の場合実際に使用したと推定する水量をいう。
- (3) 推定漏水量 差引水量から推定使用水量を差し引いた水量をいう。
- (4) 認定使用水量 減免措置が終了し、正式に認定した水量をいう。
- (5) 異常水量 差引水量が、通常と比べ著しく多い水量をいう。
- (6) 前年同期水量 異常水量が認められた期の前年度同期の水量をいう。

## (減免の対象とする範囲)

第3条 減免の対象となる漏水は、次の各号のいずれかに該当する箇所からの不可抗力的な漏水とする。

- (1) 地下、壁体等の埋設給水管
  - (2) 企業長が容易に漏水の発見ができないと認める床下等の露出給水管
  - (3) 寒波による給水装置の被災箇所
  - (4) 水洗便所、浄化槽、給湯器、湯沸器、温水器、水冷式冷蔵庫、クーラー、製氷機、クーリングタワー、太陽熱温水器、ボイラー等の給水用具及び受水槽以下の給水装置
- 2 減免の対象となる災害は、火災、地震、風水害等の自然災害とする。

## (減免対象期間及び減免調整期)

第4条 減免の対象期間は、2期分以内とする。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 減免の調整期は、直近の検針期の1回とする。ただし、調定確定後又は直近の検針期だけでは調整不足の場合においては、次期検針期以降に減免措置することができる。

## (申請手続)

第5条 漏水又は災害の被災により料金の減免を受けようとするものは、漏水箇所の修繕を完了した後又は被災後、速やかに、修繕前後の写真又は被災写真を添付した水道料金減免申請書をもって企業長

へ申請しなければならない。

(標準処理期間)

第6条 標準処理期間は前条の申請があった日から、20日以内(休日を除く。)とする。ただし、修繕後の使用実績を考慮する場合又は調定確定後の場合は60日以内(休日を除く。)とする。

(料金の減免)

第7条 第5条の規定による申請(第10条第2項の申請の代行を含む。)があった場合において、漏水箇所が第3条第1項に定める箇所であり、修繕が完了しており、かつ、異常水量が認められるとき及び同条第2項による災害を被ったときは、企業長は、水道料金の減免を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると企業長が認めるときは、減免を行わないものとする。

(1) 不正工事に起因する漏水であるとき。

(2) 蛇口からの漏水であるとき。

(3) 漏水していることが判明しているにもかかわらず、漏水修繕を故意に引き延ばし、又は怠ったとき。

(4) 使用者が給水装置等の設備の維持管理を著しく怠ったとき。

(5) 虚偽の申請であるとき。

3 特定できない第三者の行為による漏水は、減免の対象とする。ただし、原因者が判明したときは、この限りでない。

4 第3条第1項第4号に定める箇所からの漏水減免に当たっては、同一の給水用具及び受水槽以下の給水装置からの漏水に対し3年間において1回限りとする。

5 前各項に定めるもののほか、特別の事由により使用水量の認定をすることが適当であると企業長が認めるときは減免を行うものとする。

(減免基準)

第8条 水道料金の減免率は、別表に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、認定使用水量は、推定使用水量の3倍を上限とする。

3 認定使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、切り捨てて計算するものとする。

(推定使用水量の算出方法)

第9条 推定使用水量は、次に定めるところにより算出するものとする。

(1) 当該期と前年同期とを比較して世帯構成人員又は使用戸数に変動がない等使用状況が大きく変動していないと認めるときは、前年同期水量を推定使用水量とする。

(2) 前号の場合において、前年同期と比較することが適当でないときは当該期の前2期の平均によるものとし、前2期の平均によることも適当でないときは前々年同期又は修繕後の使用実績等を考慮し、推定使用水量を算定する。

(漏水修繕の施行)

第10条 給水装置の修繕は、大津菊陽水道企業団指定給水装置工事事業者(以下「指定工事業者」という。)が施行しなければならない。ただし、軽微な修繕については、この限りでない。

2 指定工事業者が第5条に規定する申請を代行する場合においては、修繕完了後速やかにこれを行うものとし、著しく怠った場合には、大津菊陽水道企業団指定給水装置工事事業者審査委員会要綱(平成10年要綱第1号)第2条の規定により処分するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度企業長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日受付分から施行する。

附 則(平成24年要綱第4号)

この要綱は、平成24年7月2日施行する。

別表(第8条関係)

減免率(漏水箇所及び漏水の水量区分による減免率)

該当条項	推定使用水量と差引水量の比較	減免率
第3条第1項	差引水量 < 推定使用水量の3倍	推定漏水量の1/2
第1号・2号・3号	推定使用水量の3倍 ≤ 差引水量 < 推定使用水量の6倍	推定漏水量の2/3
(埋設給水管・露出給水管・寒波)	推定使用水量の6倍 ≤ 差引水量 < 推定使用水量の10倍	推定漏水量の3/4
	推定使用水量の10倍 ≤ 差引水量	推定漏水量の4/5
第3条第1項第4号 (給水用具・受水槽以下)		推定漏水量の1/2
第3条第2項 (火災・自然災害)		差引水量から推定使用水量を差引いた水量